

令和5年第4回川本町議会定例会会議録

(最終日) 令和5年12月14日 午後3時00分開議

議 長	定刻となりましたので、これより本日の会議を開きます。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「議案第52号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。
々	これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。 「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
々	挙手「全員」であります。 よって、「議案第52号」は、原案のとおり可決されました。
々	次に、日程第2、「議案第53号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題とします。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。
々	これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。 「議案第53号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
々	挙手「多数」であります。 よって、「議案第53号」は、原案のとおり可決されました。
々	次に、日程第3、「議案第54号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

- 議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
 「議案第54号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第54号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第4、「議案第55号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
 「議案第55号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第55号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第5、「議案第56号、工事請負変更契約の締結について《令和5年度社会資本整備総合交付金事業(災害防除)町道下因原線第二期工事》」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
 「議案第56号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第56号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第6、「議案第57号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議 長	執行部から提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生生活課長。
番外櫻本町 民生生活課長	<p>「議案第57号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。</p> <p>この議案は、健康保険法等の一部改正により国民健康保険被保険者の出産時における保険税負担の軽減を図るものです。</p> <p>それでは、7ページの資料にて説明させていただきます。</p> <p>まず、改正理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会補償制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、それぞれ令和5年5月19日と令和5年7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分は原則として令和6年1月1日から施行されることになったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正の概要につきましては、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額規定を追加するもので、対象は令和6年1月1日以降に出産する国民健康保険納税義務者または被保険者がいる世帯で、減額期間は出産の予定日の前月から、多胎妊娠の場合は3月前から出産予定月の翌々月であります。減額内容は、出産者の所得割額及び均等割額です。国・地方の負担割合は、国が2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1と示されております。導入の趣旨等につきましては、次の8ページに記載しておりますが、子育て世帯への負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として被保険者に関わる産前産後期間相当分の均等割保険税及び所得割保険税を免除するもので、この度、新たに免除となる部分をイメージ図にお示ししております。</p> <p>施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行する事としております。なお、附則において、施行期日のほか適用区分として改正後の本条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に関わるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
よって、「議案第57号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第7、「議案第58号、かわもと音戯館の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外坂根教育課長。
- 番外坂根教育課長 「議案第58号、かわもと音戯館の設置及び管理に関する条例の制定について」、説明いたします。
11ページの説明資料をご覧ください。
この議案は、川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理に関する条例の全部を改正することについて、ご提案するものです。
改正理由につきましては、1点目に名称に関しまして、条例上の「サウンド・アミュージア」ムは、建設当初のコンセプトであった「音を楽しむ」施設であることが反映されたものですが、当初の設置目的から変遷している状況を踏まえ、開館以来、通称として一般的に使用されている「かわもと音戯館」に変更すること。2点目に、設置目的に応じて所管課を産業振興課に変更するにあたり、他の指定管理施設の設置条例に準じた構成に見直すこと。3点目に、令和6年度からの指定管理者募集にあたり、条例に規定されている使用料金等の見直しが必要であるということ。
以上のことから、当該条例の全部を改正することをご提案するものでございます。
改正の概要をご説明します。
施設の名称を第1条において、「かわもと音戯館」とします。施設の内容について第3条として新設いたします。施設の管理について、第4条に指定管理者が管理する施設であること。第6条に、その期間は5年以内であることの規定を新設します。利用時間と休館日について、現行ではそれぞれ規則において規定されていますが、これを条例の第7条及び第8条に新設します。利用料金の不還付に関する条項と秘密保持義務に関する条項については、これまで規定がございませんでしたので新設します。料金基準額については、5ページにお示ししておりますとおりでございます。その他、条項の順序を整理し、軽微な語句の修正などをいたします。
最後に、施行期日でございますが、令和6年4月1日とし、附則として経

番外坂根教育課長	過措置に関する事項を定めます。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありますか。 1 番香取議員。
1 番香取議員	1 点、他の指定管理施設の設置条例との整合性について伺いたいと思います。本町の他の指定管理施設の設置条例を見てみると、今までの改正前の条文の校正と同じような形になっているかと思います。ですので、今回このように改正するのであれば、他の施設の設置条例も変えなければいけないのではないかと考えています。具体的には例えば今回の改正で、第3条、施設の内容というのが入ったのがけっこう大きな改正だと思うんですが、そのあたり弥山荘ですとか、道の駅なんかもレストランという記載になって、レストランですとか温泉施設等という記載はないので、今回こっちを変えるのであれば他も変えるべきだし、他を変えないのであればこちらを変える必要はないのではないかと思うところですが、他の施設の設置条例を変える予定はありますでしょうか。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産業振興課長	今回、音戯館の設置管理条例の方が改正というところで、所管が産業振興課になるというところで今回、条例の方を見直させていただいたところがございますけれども、今の現在の指定管理施設につきましては、今いろいろな補助金で建設をした経緯もございますので、こういったところも踏まえて議員のご指摘のとおりちょっと検討の方はさせていただきたいと考えております。以上です。
議 長	よろしいですか。 （「はい」の声あり） 他ありますか。 （「・・・・」） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	これより討論を行います。討論ありますか。 （「ありません」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終結します。
々	これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「議案第58号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。
よって、「議案第58号」は、原案のとおり可決されました。

々 ここで、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
番外野坂町長。

番外
野坂町長 追加議案を提出させていただきたく、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、追加議案等の申し出がありました。

々 議会運営委員会で審議していただくため、休憩とします。
執行部の方は、しばらくお待ちください。
(追加議案を議会運営委員会にて審議するため、議場退場し大会議室へ)
(午後 3時14分)

々 会議を再開いたします。 (午後 3時29分)

々 先ほど、執行部から1件の追加議案が提出されました。議会運営委員会にて諮られた結果、追加日程第1として「議案第59号、令和5年度川本町一般会計補正予算(第7号)」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定しました。

々 追加日程第1、「議案第59号、令和5年度川本町一般会計補正予算(第7号)」の件を議題といたします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長 それでは、「議案第59号、令和5年度川本町一般会計補正予算(第7号)」について説明いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ40,600千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,020,196千円とするものです。
説明については、10ページをお開き下さい。
今回補正する、物価高騰対応重点支援給付金について説明します。
まず1、現状と課題及び目的としまして、国において総合経済対策が閣議

番外瀬上総
務財政課長

決定されたこと。その経済対策として、物価高に苦しむ低所得世帯の生活を守るための支援として、給付金の支給が決定されたことによります。

次に2、概要につきましては、支給対象者は令和5年12月1日現在に住
民登録のある令和5年度住民税非課税世帯となります。なお、住民税が課税
されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除かれます。対象見込み世帯
数は560世帯。給付額は1世帯あたり現金7万円。指定される口座に振り
込みます。支給にかかるスケジュールは、ご覧のとおりです。

なお、※1としておりますが、特定公的給付とは、法律に基づかない公的
給付のうち、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給される
もの等として内閣総理大臣が指定するもので、これにより当該給付金の給付
事務に必要な情報の把握が可能となります。

なお、ここでの必要な情報とは、非課税世帯かどうかです。この度、特定
公的給付の指定手続きが必要なため、対象者への振り込みは1月末以降にな
ると見込まれます。

最後に3、予算につきましては、ご覧のとおりです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「・・・」)

々

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第59号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

よって、「議案第59号」は、原案のとおり可決されました。

々

日程第8、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題とし
ます。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付してお
りますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の
申し出がありますので、この申し出のとおり、審査、調査が終了するまで、
閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

々 日程第9、「議員派遣の件について」の件を議題とします。

々 お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

々 日程第10、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。

番外 令和5年第4回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申
野坂町長 し上げます。今議会に提出しました令和5年度の一般会計補正予算案や条例
案件を初めとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、すべて原案のと
おり議決を賜り、厚く御礼申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあ
たりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえ
まして、適切に実施してまいります。今議会では、若者や高齢者までが暮ら
し続けられる環境づくり、循環型農業・有機農業の推進、新たにチャレンジ
する女子硬式野球クラブ創設の方向性、災害対応能力向上に向けた取り組み
等に対しまして、様々な視点から貴重なご提案を頂戴したところでございま
す。議決いただきました国から追加配分された重点支援地方交付金を活用し
た物価高により厳しい状況にある生活者への支援を速やかに実施すると共
に、推奨事業メニューを活用した支援につきましては、取りまとめ次第ご提
案をさせていただきたく存じます。今後いただきましたご意見を織り込み、
変容著しい社会経済情勢を見極め、年末に公表される予定の国の来年度の当
初予算案や2月に公表される予定の県の当初予算案を注視しながら、来年度
予算を編成してまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き一層の
ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

来年在議員の皆様、そして町民の皆様にとりまして、良い年となりますよ
う祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。
慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、令和5年第4回川本町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。 (午後 3時37分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員